

平成19年第5回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成19年9月19日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	副市長	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	鷺見良雄
市民環境部長	坪内博	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長	藤原俊一
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	杉山勝美

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	飯尾正雄	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場면을議会書記が撮影することを許可してありますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条により、議席番号1番 黒田芳弘君、2番 船渡洋子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上谷政明君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。質問の順序は受け付け順です。

それでは、1番 黒田芳弘君の発言を許します。

○1番（黒田芳弘君）

議席番号1番の黒田でございます。

ただいま議長に発言の許しをいただきましたので、通告に従い私の質問を始めます。

ことしの夏は、本当に暑い夏でありました。私のようなメタボリックな体型の者にとりましては、大変につらく、特にお盆過ぎの3日間ほどは外へ出ることもできず、大変スリムな人がうらやましく思え、今度こそダイエットとかたく誓いましたが、涼しくなるにつれ、そんなこともすっかり忘れてしまっているきょうこのごろであります。涼しくなっただけでまいりました。いま一度気合いを入れ直し、市民のため頑張っていきます。

きょうは、学校教育環境の改善についての質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

この夏、日本列島は各地で最高気温が更新される異常な猛暑となりました。県内においても、多治見で8月16日、40.9度という過去の日本の最高記録を更新し、本巣市もかつて経験をしたことのないような暑さを体験いたしました。

資料1で、最高気温の記録をしてみると、上位20のうち1990年以降が16、そのうち2000年以降

が9と、近年の高温化傾向がよくわかると思います。

地球温暖化が叫ばれ、また近年のさまざまな生活環境の変化に対応するため、小中学校の教育環境の改善を進める必要があるのではないのでしょうか。特に今回は、近年の高温化を踏まえ、学校教育における暑さ対策についてお尋ねをいたします。

1学期の後半、特に6月の梅雨時期からの湿度が高く気温も上昇する時期と、2学期前半の残暑の時期は室内の気温も上昇し、学習意欲が減退し、集中して物事を考えたり、作業をしたりできない状態となり、児童・生徒の学習効果の低下や健康面について、少なからず影響があるのではないかと心配をしております。そんな中、ことし、本巣小学校の保護者会では、子供たちが授業を受ける教室が夏季にとっても暑く、少しでも涼しい環境で学んでほしいとの思いから、普通教室に扇風機を設置したいとの意見が集約され、まずは行政に頼らず、自分たちで資金を集め設置する方向で取り組みました。

資料の2を見ていただきます。最少の資金で有効な方法を専門誌やインターネットを利用し調べ、考え、まず体感温度に着目してみました。体感温度は、風速1メートルごとに1度ずつ低くなり、室内温度が30度でも風速0.5メートルの風が流れるだけで2度も涼しくなるとのことであり、図のように一般的な幅10メートル、奥行6メートル、高さ3メートルの体積180立方メートルの教室に、壁かけ用の扇風機4台を設置する方法が有効的であることにたどり着きました。次の写真がその実用例であります。この方法は、全国的にも各地で教室の暑さ対策で取り入れられております。早速何社かの業者に見積もりをお願いしたところ、余りにも費用がかかりすぎ、自分たちだけでは到底無理との判断により、この夏も設置できないまま現在に至っております。

この問題に取り組んでいますと、さまざまな意見や考え方があります。そもそも夏というものは暑く、学校生活にいろいろ支障があるので夏休みがあるわけであり、私の小さいころは、子供が家庭生活を含めて冷暖房が完備した場所で日常生活を送ることは、人間が将来にわたって元気に強く生きるための外気温等の環境の変化に対応できる体づくりを阻害するものとして、賛成できるものではありませんでした。また、年間の使用日数を考えると、わずかであり、もったいないのではという意見もあります。しかしながら、一昔前と比べ気温の上昇はもちろんのこと、近代社会においては、道路はアスファルト舗装がされ、自動車はふえ、鉄筋コンクリートの建物が建てられ、緑は少なくなっています。これが影響するヒートアイランド現象により、体感温度は気温の上昇以上に高くなっているものと思われまます。

ヒートアイランド対策につきましては、昨年9月議会の一般質問において、少ない投資で有効な方法としてアサガオやニガウリを利用した「緑のカーテン事業」を提案し、前向きな御答弁をいただきましたが、それも今現在は行われておりません。

このような近年の高温化傾向は、日常生活を送る上で我慢の限界を超えているのではないかと思います。私より新しい世代の子供たちは、日常生活において環境が大きく変化しています。一般家庭においてもエアコンは必需品とされており、生まれたころよりそんな環境の中で育っています。公共施設においても、空調設備が完備され、室内温度が28度に設定している状況の中、学校教室い

においても、せめて今回提案の扇風機を設置し、子供たちのよりよい環境の中での学習意欲向上に向け、教室の環境改善を進めること強く要望し、お願い申し上げます。

また、このような問題について、公平さというものについて考えますと、市内の全学校が対象ということが前提であろうかと思いますが、御存じのとおり本巢市は南北に広く、一番南と北の学校では気温差がありますし、建てられている校舎ごとに日射時間、風向き、校舎の構造等によりその条件も違ってくることも考えられます。その一つの目安として、室内温度と湿度の実測が挙げられます。

資料3にあるように、文部科学省では学校環境衛生の基準を示しており、温度については、夏季では30度以下が望ましい。最も望ましい温度は、夏季では25度から28度であること。相対湿度につきましては、30%から80%であることが望ましいと判定基準がありますが、本市においてはどのような調査がされ、結果となっていますか、お尋ねをいたします。

また、県内において、多治見から美濃、揖斐川町と本市を挟みまして、気温が高い市町として記録をされておりますが、本市はいろいろな分野でよく近隣市町を参考にし反映をされますが、学校教室の扇風機の設定については、近隣市町はどのような状況であるか、重ねてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

学校教育環境の改善（暑さ対策）についての答弁を教育長に求めます。

教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

学校教育環境の改善（暑さ対策）についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、ことしの夏は多治見市におきまして74年ぶりに日本最高気温40.9度を記録するなど、近年になく最高気温が話題に上ることの多い夏となりました。また、気象庁のデータによりますと、最も暑かった8月は、1971年から2000年までの30年間における岐阜市の平均気温は27.5度ありました。ところが、ことしは29.2度となっております。暑さが長く続いたことを証明しております。しかし、この暑かった時期には、既に学校は夏休みに入っております。また、同じ資料におきまして7月の状況を調べてみますと、ことしの平均気温は25.1度でした。これは、例年の平均より1度下回っている状態でございます。7月じゅうは決して暑過ぎる状況ではなかったことをうかがい知ることができます。

ことしの6月27日に各小学校の教室内の温度の調査をしましたところ、午後2時におきますところの室温の平均値は29.7度でした。また、2学期に行いました9月7日から9月13日までの調査におきましても、同じく29.7度でありました。この温度は、学習環境としまして不適切とはいえない状況であると認識しております。

さて、昨今はどこにいても携帯電話で連絡がとれ、商店に行けば欲しいものがすぐに手に入る状況です。家庭でスイッチ一つ押すだけでエアコンが作動するといったように、快適性や利便性が満たされた世の中となっております。家庭や地域社会が年々このように目覚ましく変化し、変容しているからこそ、変わってはいけないこと、変わらなければならないことを教えていきたいです。

教育には不易と流行があります。最先端の情報教育などを学ぶところと、逆に不便さや困難さや難しさを体験し、それを乗り越えることによってこそ学ぶところがあると思います。環境が人をつくるのです。子供が困難なことに向き合ったとき、大人は何でもすぐに手を差し伸べ、子供の欲求・欲望を満たしていくことは、教育的に好ましいことではありません。子供自身が我慢をし、粘り強さを発揮しなければならない環境をつくるという大人の見識が教育という営みではないでしょうか。子供たちにとって、学校は学びの場でありますとともに心身を鍛える場でもあります。子供たちは、暑さや寒さを通して我慢する心、辛抱することの大切さを学び、たくましく育っていくのです。「心頭滅却すれば、火もまた涼し」と言われますように、どのような条件、環境であろうとも集中力があることも、一心不乱、夢中になって物事に熱中できる子供を育成していきたいと念じております。

かの有名なフランスの教育思想家であり哲学者でもありますジャン・ジャック・ルソーは、「何でも手に入るという習慣をつけると、子供は確実に不幸になる」と言っています。また、今話題の映画「Life」の原作者、38歳で死亡したプロのウインド・サーファー飯島夏樹の「ガンに生かされて」の中で、4人の子供の母親として日々苦しい生活をしている寛子は、「子供は若いうちに苦労させた方がよい」と語っています。あるいはまた、「鉄は熱いうちに打て」という箴言もあります。山あり谷あり川ありの自然環境、豊かな本巢市に育つ子供でありますゆえに、温室育ちのひ弱な子供ではなく、雑草のようにたくましい誇れる本巢っ子をはぐくみ育てていくことが、我々大人の責務であると考えております。

なお、次の御質問の、教室に扇風機を設置しているほかの自治体は、岐阜市、北方町、各務原市です。隣接する瑞穂市は、扇風機を設置しておりません。

本市におきましては、現在のところ、すべての教室に扇風機を設置しなければならない状況とまでは言えないかと思えます。しかしながら、議員御指摘のように、懸念されるヒートアイランド現象等による連続する猛暑が子供たちの学習効果や学習効率の低下を招くことがないとは言い切れません。したがって、これからも室温を含めた教室環境の定期的な調査を実施し、前向きに検討してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

1番 黒田芳弘君。

○1番（黒田芳弘君）

ただいま御答弁をいただきましたが、近隣市町の状況については設置している状況がよくわかりました。ぜひこれから参考にしていきたいと思えます。

教室の温度・湿度につきましては、昨年以降のデータは示されていただけませんでした。このことについては、特に追及はいたしませんので、今後も調査を続けていただきたいと思えます。

総括的には、ただいまの御答弁では、子供たちが将来にわたって強く生きるため、それを阻害する扇風機の設置はいかななものかというように私は受け取りました。率直に申し上げ、私とは少々

世代の違いによる感覚のずれを感じました。確かに私の小さい頃は、そんな風潮はありましたし、私も以前は、そんな考えでありました。学校生活においては、決して学力の向上だけではなく、子供たちが将来にわたって肉体的にも、また精神的にも元気で強く生きるための教育の場であることは当然のことです。しかしながら、冒頭で御説明したように、近年の高温化傾向は顕著であり、それに伴い社会の環境は大きく変化し、学校を離れますと、家庭、塾、休日に出かけますショッピングモール、テーマパーク等、すべて暑さを感じない環境で生活をしております。これらの地球温暖化の進行、近隣市町の状況等を総合的に判断しますと、その時期にあることを考えざるを得ません。また、今の世代背景を見ますと、現在の児童・生徒はもちろんのこと、その親までがそういった環境で生まれ育っている時代であり、今回の暑さ対策の要望は決して私個人の思いではなく、保護者の総意であります。そして、何よりも一番大事にしたいことは、保護者が現在の市の財政を思い、まずは自分たちでやってみようとする努力したことです。それほどまでに教室に扇風機をつけたかった思いを、どうか御理解していただきたく思います。

前向きに検討するという御答弁でありましたが、私はどうもこの言葉は、大変弱いところがあります。具体的にはどう対応していただけるのか、再度御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

教育長。

○教育長（高橋茂徳君）

ただいまの議員の保護者の総意とか、あるいはまた保護者の熱い思いを真摯に受けとめさせていただいた。あるいは議員に御心配いただいておりますように、来年度の天候が、ことしに輪をかけて猛酷暑になる、そうしたことが到来しないとは言い切れない状況にあると思います。

したがって、速やかに、複数年度の計画を持ちまして、教室に扇風機を設置していきたい。その際、どこの学校からとか、どの階からとか、あるいはどの教室、教室でも特別教室とか普通教室がございませうけれども、どの教室からとか、あるいはまた各教室に何台とかいったような、あるいはどの場所にといったような具体的なことに関しましては、今後よく検討をして設置の方向でいくということで御理解いただけませんか。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

1番 黒田芳弘君。

○1番（黒田芳弘君）

ただいまは本当に前向きな御答弁をいただき、まことにありがとうございました。

私の質問内容や保護者の思いは十分に伝わり、御理解されたことと大変うれしく思っております。また、検討が長過ぎまして暑い夏が終わってしまわぬよう、よろしく願いをいたします。

これからも、各学校の要望に沿った教育環境の改善に努めていただき、本市にとってすばらしい政策、事業が生まれてきますことに期待をし、私の質問を終わらせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

続きまして、2番 船渡洋子君の発言を許します。

○2番（船渡洋子君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

初めに、子育て支援について、2点お尋ねいたします。

1点目の病児・病後児保育の早期設置についてですが、「共働き夫婦の駆け込み寺」「熱のある子供預かります」「仕事と育児の両立」など、さまざまな見出しで新聞紙面等でも話題を呼ぶ病児保育。知っている人も知らない人も、利用した人もしていない人も、立場によっていろいろな思いやとらえ方がある病児保育。少子化が進み、女性の就労率が高まる中、病気になった子供への対応と仕事の両立に悩む母親や共働き夫婦のために生まれたのが、この病児保育制度です。

病後児保育とは、保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期、その児童を保育所、病院等に付設された専門スペース等において一時的に預かる事業のことです。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的としています。

対象児童等については、病気回復期にあり医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難な保育所に通所している児童で、かつ保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童です。

本市における男女共同参画プランの市民意識調査結果からわかるように、女性が仕事をやめた理由として、育児・子育てに専念するため、また家事・育児と仕事の両立ができなくなったためとあります。そしてその結果、男女共同参画の推進のために行政が力を入れるべきこととして、保育の施設、サービス、高齢者などの施設、介護サービスを充実することと望む人は、男女ともに最も多く、特に女性はほかの施策に比べ著しく多くなっています。このため、子育て支援、保育サービス、介護サービスなどを充実していくとありました。保護者の働き方が変化し、責任ある職についたり、ひとり親家庭であったり、なかなかまとまった休みがとれない方がふえている中での病後児保育は、要望の声が多く、子供が病気のときに仕事が休めない状況で困っているとの声を耳にします。子供が小さいときは、特によく熱を出し、仕事を休まなくてはいけないことが続いたりします。共働きの家庭にとっては切実なことです。本市においては、残念ながら病後児保育がなされていませんが、市長のお考えをお聞かせください。

2点目は、乳幼児を連れて窓口へ来られる方のために、ベビーカーの設置はできないでしょうか。

いままで視察に訪問したところで3ヵ所ほど見かけました。市役所の規模もあるとは思いますが、子育ての方を大切にされているとの気配りが感じられました。各支所の玄関に車いすが設置されていますが、同様にベビーカーの設置もできないでしょうか。不要になったベビーカーをリサイクルすれば予算も要らないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、この21日から9月30日までの間、全国秋の交通安全週間が始まります。本市としても事故

をなくすため、交通事故の多い国道157号と303号の交差点の改善はできないでしょうか。

この交差点は十字路に交差するのではなく、303号線が交差点からカーブしていくため、西向きの右折のときは自動車 coming のかいないのか大変見にくく、また右折信号がついていないため信号がすぐ変わり、赤信号で右折をしてしまう車があり、とても事故の多い交差点です。地元の人はできるだけ通らないようにしていると言われるくらいです。18年度中では、届け出があった事故は24件です。半月に一度の割合で事故が起きています。そのうち人身事故が6件、物損事故は18件です。北方警察管内、本巢市内の交差点事故は2番目に多く発生しています。ちなみに一番多かったのは、県道北方真正大野線と西部連絡道路の交差点ですが、信号機の設置により事故がほとんどなくなり、実質一番事故の多い交差点です。西北角の家に自動車が突っ込んだことがあると聞いています。今現在も事故によりガードレールが取れたままです。横断歩道を渡っていると、右折の車が勢いよく来て、ひかれそうになったとの声もあります。もちろんドライバーの方は安全運転を心がけ、交通事故をなくすことが一番大事です。事故が起きやすい交差点というのも事実です。なぜ事故が多いのか、その原因を探り、それを取り除いていく。そして、住民が安心できるまちづくりをしていくことが役割だと思いますが、いかがでしょうか。

以上の2点を質問させていただきます。

○議長（上谷政明君）

1点目、子育て支援についての答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

子育て支援に対します御質問にお答えをいたします。

初めに、病後児保育の早期設置と、このような御質問でございますが、御説明にもございましたけれども、病後児保育というのは、保育園などに通園していらっしゃるお子さんが病気やけがの回復期間にあつて、保育園などでの集団保育が困難な期間について、看護師や保育士のいる施設で一時的に預かる制度でございます。保護者の子育てと就労の両立を支援するというもので、この必要性は以前から認識を十分しているところでございます。

平成17年3月に本巢市におきまして策定いたしました「本巢市次世代育成支援地域行動計画」というのをつくっているんですが、この中で、病後児保育については、導入の必要性を検討するとともに医療機関との連携を進めていきますと、このように定めているところでございます。現在、岐阜市などにつきましても調査をしてまいりましたが、岐阜市の場合は、市内の四つの病院に委託されて行われております。こうした病院に病後児の保育を利用させてもらうことも可能ではございますが、病気回復中のお子さんの送迎を考慮いたしますと、岐阜市では都合が悪いんじゃないかと、本巢市内にあつた方がいいんじゃないかと、こういうふうに思うわけでございます。

病後児保育の実施につきましては、近年の多様化する保育ニーズとか、あるいは子育てを取り巻く、議員おっしゃったような環境を踏まえながら、利用のニーズ、あるいは地域の特性に応じたバランスなどを総合的に勘案しまして、また市内の医療機関とも連携をとりながら、医療併設型の方

式で導入ができないか十分検討してまいらなさいかんと、このように思っております。

保育園での設置ということもおっしゃったんですが、これは本巢市ぐらいの規模でございますと、費用対効果を考えまして、看護師とか、あるいは保育士を置きながら開店休業のような状況も続く可能性があります。岐阜市でそれは、そういう形でやっていたらいいぐらいですので、園に設置するということについては、これは単独では無理でございますので、これは本巢広域連合ですね、瑞穂市さん、北方町さんとも連携をとってできるものかどうか、これは私ども市長、町長の会議で十分検討してまいりたいと。御存じのように、幼児療育施設を持っていますので、ここの施設も老朽化しまして、耐震上、これも議会の皆様に御了解をいただかなさいかんですが、ここも近い将来に建てかえをしなさいかんとということもございますので、その折にでもできんものかということも検討してまいりたいと、このように思っている次第でございます。

また、市役所のベビーカーの設置という御質問でございますが、合併後の本庁舎を初め各分庁舎におきまして、市民の方からベビーカーがないかというような御質問はありませんし、そういう依頼とかも、各地域で地域調整課ができましたが、ございません。また、近隣の市町にもそれぞれ尋ねましたが、岐阜市、大垣市、各務原市、瑞穂市、山県市、北方町、大野町等々、そういったものが設置されていないということでございます。

しかし、お子さんを抱えられた方の御都合を考えますと、議員御指摘のような必要性も考えられますので、リサイクル等も考慮しながら設置について検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（上谷政明君）

2点目、国道157号と303号の交差点の改善をについての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、国道157号と303号の交差点の改善、これについての御質問にお答えをいたします。

国道157号と国道303号が交差する三橋南交差点につきましては、平成18年度中の交通事故件数が非常に多く、その原因が道路の構造にあるのではないかという御指摘でございますが、この交差点においては、平成18年12月に国道157号の南進方向の右折矢印の信号が設置されまして、右折車両に対する交通事故防止の改善もなされております。この交差点の交通事故の件数におきましては、平成18年度から急激に交通事故が増加傾向にありまして、モレラ岐阜がオープンし交通量も増加しており、そのことも交通事故の多発につながったのではないかと思う次第であります。いずれにいたしましても、交通事故の原因については、よく調査をし、対策について管理者であります岐阜県ともよく協議しながら検討してまいりたいと考えております。

また、交差点から北上する157号が非常に渋滞するというところでございますが、平成18年4月末にモレラ岐阜がオープンすることから渋滞が予測され、平成18年3月にこの交差点から県道屋井黒野線にあります信号機まですべて系統式に変わり、渋滞緩和の措置がとられております。

現在、新市建設計画の中で、国道157号の補助的な道路として進められております西部連絡道路

が、平成20年度に完成する見込みになっております。この道路が全線開通することにより、国道157号に集中している車も分散されて渋滞も緩和されるものと考えております。国道157号の渋滞についても、この経緯を見ながら岐阜県や公安委員会とも協議し検討してまいりたいと思います。

なお、交差点内の破損した防護さくについてでございますが、現在、応急処置がされておりますが、県に確認をしましたところ、今月末までに修繕するというところでございますので、よろしくお願いをいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

はい、船渡洋子君。

○2番（船渡洋子君）

大変前向きな御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

病児・病後児保育についてですが、最近はいろんな拘束と申しますか、そういったことが緩和をされて、全国的にも、また県内においてもたくさん、そういった事業を行っているところがあるということで、先ほど市長の方からもお話がありましたように、岐阜市は現在4カ所の病院での病後児保育、また大垣市、美濃加茂市、垂井町、北方町でも病院・診療所で行われています。また各務原市では、昨年の6月から保育所内での病後児保育が行われているということで、先ほど市長が看護師さんとか、そういった方をふやすというのは、また経費がかかるということでしたが、兼用できる方を病後児保育に充てるというやり方で各務原市は行われているようです。岐阜市の病後児保育に行っている、これは芥見の方なんですけど、そのスタッフがどんな思いでこの病後児保育に携わっているかということを紹介をさせていただきたいと思います。

子供が病気のときぐらい、親が休んで見るべきとか、職場の休暇制度をもっと利用したり主張するべきという考えも確かにありますね。子を持つ親の自然な感情といってもよいかもしれません。そして、この考えを受け入れてもらえる職場環境にある方はとても幸せだと思います。社会全体が子供の病気休暇を当たり前のようにとれる環境であれば、どのお母さんももっともっと安心して仕事に出ることができますよね。もっと早く職場復帰の準備もできますよね。でも、理想と現実のギャップはまだまだ大きくて、さまざまな職場でさまざまな責任を持って働くお母さん、「お休みをください」の一言がなかなか言えない日もあるでしょう。「きょうだけは休めない」とか、「これ以上は休めない」こんな日もあるでしょう。職場の人間関係にかかわってくる場合もあるでしょう。病児保育を利用されるお母さんたちは、やむにやまれぬこれらの事情を背負い、さらに子供への済まなさを、病気の心配、来所に対する迷いなど、さまざまな思いを抱えて来所してみえます。「○○ちゃん、ごめんね」と言いつつ職場へ向かわれるお母さんのお気持ち、痛いほどよくわかります。病児保育に子供を預けるお母さんも、自分の家で看病するお母さんも、育児環境の違いこそあれ、子を思う母の思いは同じなのですから。子供たちにとっては、日ごろ通っておる保育園と違って、なれないお部屋に初めての保育士、ぐあいも悪いときなので、初めは不安かもしれません。でもね、暖かい日差しの降り注ぐ衛生的な保育室の中で、保育士に抱っこされて、ゆらゆらしたり、壁面の

かわいい動物を見詰めたり、好きなおもちゃや絵本を触るうちに、どの子どもみんな笑顔になるのですよ。保育士は常にお母さんの愛情には勝てないかもしれないけど、それに近い思いで子供たちを見詰め、受けとめ、家庭的な温かい保育を心がけたいと思っています。また、一人一人とゆったりとかかわって過ごしながらスキンシップを大切にすることで、病状の変化を見逃さないようにしています。そんな中で安心して遊び始める子供たちの笑顔を見ると、心がほっと和みます。お母さんも頑張っているけど、子供たちもみんな立派です。こんなかわいい子供たちに出会えることは私たちの喜びであり、そして一日も早く元気になってもらうことが私たちの願いです。たくさんの子のお母さんになれることに感謝して、その分を温かい保育にお返ししたいと思います。一日の保育が終わりお迎え時間が迫ったころ、「ただいま、助かりました」と無事お仕事を終えて我が子のもとへ急いで帰ってきたお母さんのほっとした表情と、ママのお迎えを見て、走り寄る子供のこぼれそうな笑顔を見ると、そのどちらもの思いにちょっぴり胸がきゅんとなります。同時に、きょうも少しはお役に立てたのかなあとうれしくなったり、これからも利用される方にとって心強い存在となれるよう病後児保育園スタッフ一同頑張りたいと思います。また、病後児保育をもっともっと多くの方に知っていただき、さまざまな問題にも積極的に取り組みつつ社会的意義がさらに深まる制度となるよう、行政と手を携えて努力していきます。このようにホームページに載っていたわけですが、こういった思いといますか、そういった方が本県市の中にもたくさん見えると思いますので、そういう病後児保育という、先ほど検討していくという回答をいただきましたので、一日も早い時にそういったことができるようお願いをしたいと思います。

病後児保育は、その日によって人数に変動があり、事業として成り立ちにくいものがあります。また医療機関とも連携が必要となることから、実施できる場所も限られてきますが、女性の社会参画を思うとき、必要不可欠な事業であります。自分が通う保育園で病後児保育が行われることが一番よいのですが、今ある施設を活用したり、市内の病院に働きかけて前向きに御検討いただきたいと思います。これは私の要望でありますので、返答はよろしいです。

そして、今の157、303号線の交差点についてですが、要望として、先ほど南進の右折は信号をつけた。それで事故も少なくなったということでしたが、303号は、右折というのは無理なんですか。要するに303号線の西へ向かって右折をする、モレラの方へ向かうときの横断歩道とか、信号が変わってしまっても右折をしていくということが改善されるといいかなあというふうに思いますので、それも含めて検討をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。返答はよろしいです。以上です。

○議長（上谷政明君）

2点目の157と303号の交差点の改善についてということで、産業建設部長から答弁がございます。

○産業建設部長（服部次男君）

西向きの車のことを要望されているんですが、西向きの路線は2車線でございます、右折車線がございません。道路の構造上、現在のままということであれば非常に難しいということで、矢印がついていないということですが、県とそのあたりもよく検討させていただきます。よろ

しく願います。

○2番（船渡洋子君）

ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

続きまして、16番 大熊和久子君の発言を許します。

○16番（大熊和久子君）

16番 大熊です。議長のお許しを得ましたので、通告してあります2点についてお伺いいたします。

まず1点目、都市計画マスタープラン及び本巢市都市計画区域の指定についてお伺いをいたします。

都市計画の見直しに係る本巢市都市計画マスタープランは、17年3月の市長さんの所信表明の中で言われたように、17年度から策定作業が進められておりまして、ことしの3月議会の全員協議会の中で、プラン（素案）の概要を説明していただいたところでございます。その後、本年度に入り各地域の自治会長会及び校区ごとにまちづくりの懇談会を開催され、プランの概要を市民に説明されたと聞いております。今月からはパブリックコメント、より多くの方から御意見をいただくため、本市のホームページにマスタープランの概要が掲載されました。こうして順次進められており、今後は本巢市の都市計画審議会を経て、本巢市都市計画マスタープランが策定されていくものと期待しております。

また、一方で糸貫地域の樽見鉄道の東側、旧席田地域は岐阜都市計画区域に指定され、区域区分されております。そのため、市街化調整区域では開発が抑制され、無秩序な市街化を抑制し、農業との整合性も図られてきています。しかし、規制の緩い区域外では、急速に開発が進んできていることは皆さん周知のとおりです。今後、以前副市長さんが答弁されているように、都市計画の見直しについて市町村合併した場合は、岐阜広域都市計画の中で線引きを継続するのか、また岐阜都計から離脱して、本巢市を単位とする新規の都市計画の設定、用途地域、特定用途制限地域など、新しい都市計画制度を生かしたまちづくりを進めることが極めて重要になると考えております。

先般、県会におきましても、松村議員がこのことについて質問されております。

そこで、現在の岐阜市を中心とした岐阜都市計画区域から離脱して、本巢市単独の都市計画策定は可能かどうか。このためには、特に広域都市計画を構成する市町への協議や、都市計画決定権者である岐阜県との協議が重要で、これまでも相当市長さんが努力されてきていることと思っております。これまでの事前協議、経緯の中からお答えできる範囲内で、ここに三つお聞きします。

本巢市都市計画マスタープラン策定に係るスケジュールについて。本巢市を単位とした都市計画の指定に係るスケジュールについて。本巢市単独都市計画の指定に係る見通しについて。この3点についてお伺いいたします。

次に、本巢市南部地区での児童などの急増に伴う諸問題について、四つお伺いいたします。

一つ目、保育園の整備・拡充について。

本巢市、特に南部の真正地域では、先ほどの都市計画の中でも出ていたように、区域外で線引きがされておりませんので、開発が進み、分譲住宅、マンション、アパートなどが今も建てられており、子供さんの数も急激に増加しております。

保育園の入園が、今年度、ある園では満杯で入れない子が出たと聞いております。このため、居住校区内の園に入れず、やむなくほかの園へ預けざるを得ない事態がありました。もちろん行政の努力もあり、話し合いで一応納得され他の園へ入園されましたが、できたら隣の子と同様、小学校へ上がる同一園に入れてほしいと願われています。

近年、民間保育園・幼稚園もあり、どの園でも親が選び通園されていますが、本巢市内で選ばれる保育園・幼稚園を受け皿としてあらねばと思うものです。これは四つ目の質問と連動しますので、保育園の整備・拡充を早急をお願いするものであります。そこで、今年度は10月を入園受け付けと聞いておりますが、この件についてどのような対応を考えておられるか、お伺いいたします。

二つ目、保育士の正職員化について伺います。

幼稚園・保育園では、現在、クラスに1人は正職員を配置するように努力されていると伺っておりますが、私が調べさせていただいたところによりますと、3歳未満児は別として、3歳児から5歳児で9クラスが正職員対応になっておりません。臨時職員も皆資格を持っておられ、質的にどうということではなく、早朝保育、延長保育、土曜日など、1人が正職員が当たらねばなりません。正職の勤務が現場では大変強化され、事務、記録等の負担も過重になっております。また、障害傾向児に対する加配の職員は臨時職員であるため、十分な研修にも行けず対応せざるを得ない状況になっております。

市全体では職員定数も決まっており、非常に難しいことは理解できますが、正職員の比率が少ないように思われます。大切な子供を預かる職員に、負担過重にならないよう、今後正職員の採用計画・実績についてお伺いいたします。また、ここに付記しましたが、それぞれの園で地域の事情がわかる職員の配置についてはお願いをしたいと思います。

三つ目、留守家庭教室について。

児童数の急増は留守家庭教室事業にも関連してきており、現在、真正地域では二つの小学校で開設され、合わせて110人。この間の全協での留守家庭教室の説明の中にもありましたように、真桑小学校77人、弾正小学校33人の児童が利用されておられます。現在のところ、本巢市では受け皿があるようにうかがっておりますが、住宅がどんどん建てられていく中、子供さんもふえ、この先が心配になってきます。

隣の瑞穂市さんでは、市内9校区に児童館的な留守家庭教室が計画されていると聞いておりますが、これは定かではございませんが、留守家庭教室は、学校でなくても、例えば地域のコミュニティーセンターなどで地域子供教室として開設すれば、地域の人材、資源の活用、三世代交流の場として地域コミュニティーの構築にもつながっていくと思われれます。そこで、今後の留守家庭教室の見通しと方向性についてお伺いいたします。

四つ目、幼保施設の整備について。

これは最後になりますが、昨年12月の一般質問の際に、「老朽化や狭隘化した保育園・幼稚園の整備を優先的な課題としてとらえ、積極的に推進していく」と答弁されておられますが、幼保検討委員会の答申を受けてからの進捗状況についてお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（上谷政明君）

1点目、都市計画マスタープラン及び本巣市都市計画区域の指定についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、都市計画マスタープラン及び本巣市都市計画区域の指定についての御質問にお答えをいたします。

まず御質問の1点目、本巣市都市計画マスタープラン策定に係るスケジュールについてでございますが、平成17年、18年度にかけて本巣市都市計画マスタープランの素案を策定し、ことし3月の全員協議会において御説明をさせていただいております。

今年度は、各地域自治会長会において御説明をした後、市内8校区においてまちづくり懇談会を開催するとともに、今月からは本巣市のホームページに掲載して、より多くの方から御意見をちょうだいしたいと考えております。またこの間、岐阜県とも協議を済ませて、10月ごろには本巣市都市計画審議会に報告して、都市計画マスタープランを策定してまいりたいと思います。

次に2点目、本巣市を単位とした都市計画の指定に係るスケジュールについてでございますが、都市計画マスタープランでは、岐阜広域都市計画の中で線引きを継続するのか、また離脱して新たな本巣市都市計画を設定するかを検討しております。

昨年実施した市民アンケート調査結果では、都市計画区域外の土地開発規制の違いによる不公平感を示す割合が非常に高く、また市南部では、土地利用に係る一定のルールづくりを求める割合も高くなっております。このため、本巣市を一体的にとらえた新しい都市計画の指定が必要でないかと考えており、新たに平成19年度、都市計画基礎調査を実施して、都市計画区域の検討、用途地域、特定用途制限地域の検討、白地地域の建築形態制限の検討を行っております。今年度中には、都市計画再編に係る素案を固め、御説明を申し上げたいと思っております。

また、岐阜県では、来年度から都市計画区域マスタープランの策定作業に入りますので、何とかこの工程に乗って、平成22年には本巣市都市計画を指定したいと考えております。

次に3点目の御質問、本巣市単独都市計画の指定に係る見通しについては、現在、岐阜都市計画区域に位置し、岐阜都市計画から離脱することが大きな課題であり、構成市町の御理解を得ていきたいと思っております。さらに、県が各都市計画区域についてそれぞれ区域マスタープランを策定することとされ、都市計画の決定権者ある岐阜県へ説明が非常に重要でございまして、本巣市都市計画の必要性を説明させていただいております。

国は、都市計画運用指針において、市町村が合併した場合の都市計画区域の指定は、広域的な視

点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、当該合併後の市町村区域について、原則として一つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全を行うことが望ましいという傍らで、広域都市計画の必要性も言っておりますので、辛抱強く説明してまいりたいと考えております。全国的に都市計画の線引きを外した事例はわずかでございますが、これらの事例を参考にしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上であります。

○議長（上谷政明君）

2点目、本巣市南部（真正地域）地区での児童等の急増に伴う諸問題についてのうち、1点目の保育園の整備・拡充についてと、3点目の留守家庭教室についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは、本巣市南部地区での児童等の急増に伴う諸問題についての1点目と3点目についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、保育園の整備・拡充についてでございます。

真正地区におけます真桑保育園及び弾正保育園にあつては、9月1日現在、両園とも定員を満たしており、特に弾正保育園にあつては、本年度4月時点でも、議員御指摘のように、弾正保育園を第1希望とされる児童が入園できず、真正地域の他の園に入園をしていただいた経緯がございます。こうした状況を解消するため、本年度におきまして、弾正保育園に新たに1室を増設し、平成20年度の入園希望に対応すべく当初におきまして予算をお認めいただき、現在、その整備のための手続きを進めているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に3点目の、留守家庭教室についてでございます。

現在、根尾地域を除きます市内七つの小学校区を対象に4カ所で留守家庭教室を開設しております。

9月1日現在の入室児童につきましては、本巣教室が53名、糸貫教室が74名、真桑教室が77名、弾正教室が33名となっております。各教室とも前年より増加をいたしておるところでございます。こうした中、真桑教室におきましては、8月末までに現在の教室北側に、新たに増設を行い児童数の急増に対応いたしましたところであります。また、さきの議会全員協議会で御説明を申し上げましたように、保護者からの要望の強い長期休業日の開設時間の延長、利用料の減免制度の創設及び利用料の改定など、新年度から留守家庭教室事業の内容の一部の見直しをしたいと考えております。

議員御提案の地域コミュニティーセンター等を利用しました公設民営の形態での運営につきましては、運営主体の選定方法や児童の事故の責任といった安全面への対応など、現在の公設公営での運営形態と比較・検討すべき事柄が数多く考えられることから、これからの検討課題としてとらえさせていただきたいというふうに考えております。

今後の取り組みといたしましては、議員御指摘のとおり、利用児童数は平成20年度以降においても今年度より増加することが見込まれますが、児童の健全育成の観点から、各小学校の利用希望状

況を把握しながら、基本的には当分の間は現在の小学校の施設及び糸貫地域においては子どもセンターを利用した留守家庭教室の運営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（上谷政明君）

2点目、保育士の正職員化についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、本巣市南部（真正地域）地区での児童等の急増に伴う諸問題についてのご質問の中の、2点目の保育士の正職員化についての御質問にお答えをさせていただきます。

職員の定員管理につきましては、平成18年3月に策定いたしました行政改革集中改革プランにおきまして、平成17年度から21年度までの5年間で4.9%削減するとしておりますが、その後、国の基本方針であります2006におきましては、定員削減目標が5.7%とされております。さらに削減するように求められているところでございます。

合併後、保育士の採用につきましては、17年度に2名、18年度に1名を採用し、年度途中における退職や職員の育児休暇などに対しましては、嘱託の臨時職員で対応している状況でございますが、すべてのクラスを職員が担任するまでには至っておりません。今後の職員採用につきましては、定員削減を求められ大変厳しい状況ではありますが、今年度は退職者の補充を行うとともに、来年度以降については、園児数の推移を予測しながら現場の意向を踏まえ、毎年度、計画的に採用していきたいと考えております。

次に、地域の事情が理解できる職員の配置について配慮ということでございますが、保育士及び幼稚園教諭47人のうち、50歳以上の職員が22人と約半数を占めております。来年度以降、10年間の退職者が多いことから、各地域における園の事情を理解できるような職員を育成していくことも必要でございます。地域の実情を考慮しながら職員異動を実施していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

4点目、幼保施設の整備についての答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

幼保施設の整備についての御質問にお答えをいたします。

幼保施設の整備につきましては、昨年12月に、幼児教育に関する検討委員会よりいただきました「認定子ども園制度を活用しながら一元化を進めることが望ましい」との提言を踏まえまして、昭和40年代後半に建設されました施設としましては、糸貫東幼児園、本巣保育園、糸貫西幼児園、この3つがございますが、この老朽化とか、入所希望児童数の増加に伴います施設、これは真桑保育園、弾正保育園、これが狭隘化していることなどに対応すべく、職員によります幼児教育体制研究会を立ち上げまして、本巣地域南部の2園の統合新築、本巣保育園と西保育園の統合でございます

が、この2園の統合新築を初め糸貫地域の2園の新築、さらに真正地域の3園の増築などの検討も視野に入れながら、認定子ども園方式の導入に向けまして、現在、市内の公立保育施設の整備方針というのを取りまとめているところでございます。またこの場では、その検討結果をお示しするまでには至っていないという状況でございます。まとめ次第御報告させていただくわけでございますが、来年度予算にある程度反映していくくらいのスピードで行きませんと、安心・安全な幼児保育施設、あるいは今の時代の認定子ども園方式にするという前提を考えますと、できるだけ早く進めていかなきゃいかん問題と、このようにとらえているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔16番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

はい、大熊和久子君。

○16番（大熊和久子君）

1点目の、都市計画マスタープラン及び本巢市都市計画区域の指定について服部部長さんの方から御答弁をいただきました。この件に関しましては、市長さんにおかれましては、旧糸貫町時代からこの都市計画の見直しを懸案事項の一つとして着目されておられまして、地域住民からも大きな期待を持たれていたところでございます。このことに関して県は、合併して新市になったら単独の都市計画ができると言われ、先ほど服部部長さんの方から前向きのことを聞きましたが、その時点で計画ができると言われ、そのような説明をいただいているため、合併当初から市民の負託にこたえられるよう一生懸命御努力をいただいておりますことは、私はよく承知しておりました。また、地域住民の皆さんは関心を持って待っておられます。先ほどの御答弁をいただき、ようやく都市計画の見直しの道筋が見えてきて少し安堵しているところでございます。いずれにしても、だれよりも都市計画の見直しの経緯をよく御存じです。進めていくのに段階はあると思いますが、本巢市都市計画の指定も、これからが最も重要な時期だと思われまますので、一層の努力をしていただき、旧内藤町長の時代、内藤市長のもとで長年の懸案事項を成就できるよう、最後まで遂行されることをお願いいたしまして、この都市計画のことについては終わります。

それから次に、南部地域での児童等の急増に伴う諸問題についてですが、保育園の整備・拡充について、今は受け皿ができております。そして、20年度も弾正に1室増築ということで、このように逐次、そのときそのときの対応はしていただいておりますけれども、最後の市長さんの答弁にありましたように、幼保の検討委員会の経過を受けての対応が、その中でやられると思いますので、この件については、十分その辺のところも踏まえてお願いしたいと思います。

そして、2番目の保育士の正職員化ですけれども、定員削減が求められる中、土川部長さんの方からいろいろ考えて今後採用もしていくというようなことでございますので、私が申し上げたようなことをできるだけ、大切な次代を担う子供ですので、正職員の採用を逐次されていくようお願いしたいと思います。

それから、三つ目の留守家庭教室におきましても、同じようなことですが、私が言いまし

たのは、公設民営化ということではございません。これは、例えば小柿にコミュニティーセンターという自治区のことですので何とも言えませんけれども、そういうところに公設と同じように職員も派遣しながら、その中で地域の民営、一元の活用というようなこともすると、いい交流ができ、子供も育てられるのじゃないかというようなことでここに書き上げましたので、その辺のところは今後の課題ですので、また考えていろいろと御意見も申し上げながらいい教室を開いていけるようにと願っております。

4番目の市長さんのことにおきましては、私ちょっと聞き逃しましたけれども、検討委員会の答申の後で、今進められている統廃合といいますか、合併しながら幾つかの施設をつくっていくということですが、どういうメンバーで研究会をなされているのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

4点目の幼保施設の整備についてを内藤市長から答弁を求めます。

内藤市長。

○市長（内藤正行君）

幼児教育体制研究会というのは、職員による研究会でございます。園長、さらにこども大切課を中心とした職員による研究会を設けているということでございます。その中に管財も当然入っておりますし、一般の行政全般を支える分野の者も入って研究をしているということでございまして、既に現場等もそれぞれメンバーで回りまして、十分検討をさせていただいていると、こういうことでございます。幼保に対する検討委員会につきましては、保護者の方も入って、あるいは学者も入っていただいて方向を出していただきましたので、その方向を出していただいたものにつきまして、今度は市内の執行部の方の専門家で検討していくというような研究会でございます。

[16番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

はい、大熊和久子君。

○16番（大熊和久子君）

幼保検討委員会は、今言われましたように外部といいますか、保護者の代表とか大学の先生とか入れて、もちろん議員も入っていると思いますけれども、そういう多角的ないろいろな方の中での検討委員会であったと思います。それを受けて今対応されて、行政職だけでやっておられるようですけれども、内容的にはやはりそれを受けてやっておられますので、十分いいふうに進めていただいき、そしてそれがまた提示されていくものだと思いますけれども、この二つを一つにするとか、旧各町村にこういうふうにするとかいうようなことは、検討委員会でもうそういう方向が出ていたんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

内藤市長。

○市長（内藤正行君）

研究会は、行政職でなしに保育士、園長とか、あとはその担当する行政の職員ということで構成しておるということでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

なお、検討委員会では、施設の整備のどこをどうせよということについては、指摘がいただけませんでしたので、それは内部で今検討しているということでございます。認定子ども園制度ができるように一元化をすべきだという形の最終的なまとめをいただいたということでございます。

市内には、根尾を除きまして、三つの保育形態がありますので、それをどうしていくかという方向を出していただきたいということもありまして、検討委員会を開催して、その方向も出して認定子ども園方式を目指して一元化しなさいと、そういう提言だったということでございます。「個々の施設の整備については、私たちは触れられませんので、市の中で検討してください」と、こういう指導でございました。

○16番（大熊和久子君）

はい、よくわかりました。また、その行政職の中で決まったことを提示していただきながら、また検討する場もあると思えますので、どうぞいい方によろしくお願いいたします。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（上谷政明君）

それでは、10時45分まで暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、8番 道下和茂君の発言を許します。

○8番（道下和茂君）

ただいま議長の許可を賜りましたので、通告に従い2点質問をさせていただきます。

大変たくさん資料を持ってきましたが、そんなに長い時間やるつもりはございませんので、よろしく願いをいたします。

最初に、景観行政団体への移行や景観計画などの策定の考えについてお伺いをいたします。

景観法は、御存じのとおり平成16年6月に施行をされました。この法律は、都市や農山村などにおける良好な景観の形成を促進するため、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、規制や支援措置などを行い、美しい風格ある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、个性的で活力ある地域社会の実現などを図る目的で制定されております。

指定都市や中核都市の区域では、それぞれの当該市が、その他の地域にあつては都道府県が景観行政団体となるが、その他の市町村も都道府県などとの協議・同意があれば、都道府県にかわって景観行政団体になることができます。

景観行政団体は、景観計画の策定・変更等、景観計画に基づく行為の規制のほか、景観協議会を

設立し、運営・活動に取り組むNPO法人や公益法人の景観整備機構として指定をするなどの業務を行います。景観計画を作成し計画に定める区域には、景観地域、準景観地区、景観重要公共施設、景観協定、景観農業振興地域整備計画、景観重要建造物、景観重要樹木なども定めることができます。現在、県内では、岐阜市を初め9市1村が景観行政団体へ移行されておりますし、2008年度中には5市が移行の予定であります。

本市におきましても、すばらしい風景は地域の文化・風習として守られております。しかし、今まであまり気づかずにいた地域の良好な風景は、時代とともに生活様式の多様化などで、次世代に引き継いで行けるのが不安視されるところもあります。また、本市が将来目指すべき姿の中で、独自の都市計画区域設定が急務であることから、本巣市都市計画マスタープラン素案を作成され、準備を進められておりますが、景観地区は、都市計画区域内や準都市計画区域内で定めることができ、都市計画の手法を活用した良好な景観形成を図るとともに、都市計画区域外や準都市計画区域外では、条例などを定めながら、良好な景観形成を図っていく必要があるかと考えます。

手法の一例では、住宅・商業・工業の土地利用の特性に応じ、周辺環境に調和した景観形成や道路景観軸の対象区域を設定したり、沿道緑化については、街路樹の改良や整備を初めとし、沿線住民などの協力のもとに民有地の緑化を行ったり、歴史・文化系資源による景観形成の方向性などを示したり、また場所により既存の建物、広告物の規制、行為規制の条例化も必要になるのではないかと考えております。

守るべきものは後世に残し、引き継いでいく。自然と人が共生し、快適で心触れ合うまちづくりのためには、景観行政団体への移行や、景観計画の策定も必要であります。景観行政団体への移行や景観計画の策定のお考えはありますか、お伺いをいたします。

次に、市広報紙及びホームページなど市の媒体を利用した有料広告募集の考え方についてお聞きをいたします。

経済財政諮問会議の提言を初めとして、地方交付税の削減議論が進む中で、今後、自治体の財政運営はなお一層厳しさをますと予想され、「出を制して入を図る」の観点から、独自の財源確保も求められております。

本巣市でも例外ではなく、新たな財源確保を講ずる必要があります。「広報もとす」はA4判約28ページカラー刷りで、1万部強作成され、年12回毎月1日に各世帯に配布されております。こうした広報紙に有料広告枠を設けたり、また21年度中には全市でCATVによる情報通信網が整備される予定です。その分野では一段と利便性が高まり、市内での情報格差も是正され、市ホームページ開示頻度も多くなると予想されます。

また、バナー広告をリンクすれば、広告主のホームページへアクセスでき、市の財団などの宣伝効果も期待できるのではないかと考えております。広報紙での有料広告枠や市ホームページ上のバナー広告募集を行ったり、また上下水道の収納通知・検針通知書などにも募集できますし、市指定のごみ袋の裏面にもできます。

これらのことによりまして、市指定のごみ袋などでは、市と掲載企業の環境などに対する配慮も

広くPRできるのではないかと。また市民の方々には、市の財源確保に向けた真剣な取り組みも御理解が得られるのではないかと考えております。

広報紙とホームページ部分での私的試算であります。広報紙予算が現在、市では635万ほど予算を組んでおります。広告収入を試算しますと、例えば月4枠設けた場合、1枠当たり5万円としますと、12を掛けますと240万で37.7%の削減効果が図られます。また、ホームページ予算が257万1,000円。ホームページの広告収入を試算しますと、月10枠を設けた場合、1枠当たり8,000円といたしますと、12ヵ月で96万の収入になり、37.3%の削減がそれぞれ図られるのではないかと考えられます。ささいなことでも、積み重ねれば大きな財源になりますし、経費削減にもなります。

こうした市の媒体を利用した財源確保や経費削減のお考えはありますか、お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

1点目、景観行政団体への移行や景観計画等の策定のお考えはについての答弁を、産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、景観行政団体への移行や景観計画等の策定の考えはについて、私の方からお答えをさせていただきます

平成16年6月に施行された景観法は、我が国初めての景観に関する総合的な法律であり、これまでの地方公共団体の取り組みを踏まえ、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにしています。

良好な景観の形成は、居住環境の向上等、住民の生活に密接に関係することから、最も住民に近い市町村が中心的な役割を担うこととなりますので、県は、すべての市町村が平成23年度までに景観行政団体になり、また、市については、平成21年度までに景観行政団体になることを目標としています。

景観行政団体になり、景観計画を策定すると、良好な景観を損なうおそれのある建築物や工作物を高さ・色・形等で規制ができますので、京都や高山のような歴史的建造物があるところでは、積極的に取り入れられております。本巢市では、景観資源の調査を行い、規制の必要性を探りながら、岐阜県の御指導を賜り、景観行政団体への移行を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

2点目、本巢市広報紙及び市ホームページ等、市の媒体を利用した有料広告募集の考えはについての答弁を、総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、質問項目2点目の本巢市広報紙及び市ホームページ等、市の媒体を利用した有料広告募集の考えはについての御質問にお答えいたします。

議員から御提案いただきました市広報紙及び市ホームページ等、市の媒体を利用した有料広告募集につきましては、県内でも既に導入している自治体があります。

広報紙につきましては、現在、県内の六つの市が広告掲載を実施し、発行部数・広告枠の大きさにより一概に比較はできませんが、1 枠価格が5,000円から6万円で、市が直接または広告代理店を通じて募集し、掲載をしております。

また、ホームページにつきましても、県内の八つの市がバナー広告を1 枠価格が3,000円から1万6,000円で、4 枠から15 枠を募集しておりますが、すべて埋まっているという状況ではないようでございます。

岐阜県におきましても、本年7月から広報紙、ホームページの広告掲載が実施されております。本市におきましても、地元企業のイメージアップと地域経済の活性化に資するとともに、本市の財源の確保を図ることを目的に、まずは広報紙及びホームページの広告の掲載につきまして、検討していきたいと考えております。

〔8 番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

道下和茂君。

○8 番（道下和茂君）

ただいま御答弁を賜りましたが、先ほど大熊先生から御質問がございました御答弁の中で、都計は、岐阜都計からの離脱が最大の課題であり、単独都計を目指していきたいという御答弁だったかと思えます。その時期が、早い時期にそういう形になることが望ましいことございまして、現在の岐阜都計の状態でありますと、いわゆる都市計画区域外におきましては、スプロール現象の動向も長良糸貫線沿い、また真正の真正地域においてはそういった現象も起きているのではないかと思います。ちなみにスプロール現象といいますのは、「S P L A W L」、この原義は不規則に広がっていくことということで、人口集中地や地価高騰が原因で起こる、もともと農地や林地だったエリアで地主等が土地を切り売りするため、利便性の高い幹線道路や鉄道沿いを中心に、虫食い状態にミニ開発が進む。道路・公園・上下水道などのインフラの整備が後追いになり、居住環境としては好ましくない。農地や自然環境の荒廃にもつながるといようなことございまして、本巣市独自の都市計画が制定されれば、都市計画区域内におきましては、先ほど申しております景観地区に都市計画区域内はなるわけでございますが、今現在では非常に難しい状況ございまして、どんどん無秩序な開発も行われているような感じもいたします。

そういうことで、できるだけ早い時期に、この景観行政団体になりまして、景観計画を作成していただきたいなということで、ただいま服部部長からは、前向きにやっていきたいという御答弁をいただきました。前向きにやっていきたいということは、来年度予算あたりでひとつ、コンサルに出すのか出さないのかは別といたしまして、そういった予算をひとつ置いて、真摯に取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

幸い県の方が、去る9月12日までの景観法に県の景観計画審議会から発表されまして、県内全域

の市町に目標数値を当てまして、先ほど部長が言われましたような形で進んでいかれるということでございますので、私も安心をしておるわけでございますが、たまたまこういうことがなかった場合に、ちょっと時間があるということで簡単にさせていただきたいと思うんですが、これは平成17年8月1日付の、いわゆる県の景観計画審議会が景観法活用等に対する意向調査を各市町に行ったことがホームページ上に載っておるわけなんです、幾つかの設問がございまして、一つは「景観行政団体、景観計画を制定していない」と回答された市町にお伺いをしますということで、「今後、景観条例を制定する予定はありますか」という設問に対しまして、「あります」という本巢市の名前が載っていないんですね。また、「景観法等を景観法第3条に規定する景観計画を策定する意向はありますか」という設問に対しまして、悲しいかな本巢市が載っていないということでございますが、これは本巢市が合併をいたしました直後でございまして、いろいろ事務的な問題もあったかと思えます。

そうした中で、過ぎたことは別といたしまして、先ほど申しましたように、ぜひともこういう景観行政団体になりまして、早急に景観計画を策定していただきたいなあと考えております。

それから2点目の、市の媒体を利用した有料広告につきましてでございますが、部長の方から広報紙やホームページには具体的にやっていきたいと、こんなような御答弁だったかと思えます。その後、あと2点ほどのことにつきましても検討をしていくんかなあと思われますが、確かに市の水道検針等は全世帯にありますし、また市のごみ袋等は、これを年間にいたしますと30万枚ぐらい発行されておるのかなと思っておりますので、さまざまな他市との調整もあるかと思えますが、その点もよく調整をしながら、先ほど申しましたように、ささいなことでも積もれば大きなお金になっていくということは、この財政の厳しい中で、少しでもそういう意識を持っていくということも大切かと思えますので、確かに皆様方がごみの問題に関しましても、各家庭で少しでも出さないような努力をするのが一番経費の削減かと思われますが、そういうことも行政の方といたしましても精いっぱいやっておるわけでございますが、なかなか功を奏さないという部分もあります。そういった形で、将来はそういう方面も検討をさせていただきたいなと思ひまして、私のこの件につきまして、あと、答弁は結構でございますので、これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（上谷政明君）

質問者、ちょっとお話ししたいそうです。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

先ほど議員も申されましたように、景観行政団体への移行について、県は目標として、市は21年度ということをおっしゃっております。もし市がそういった移行ができない場合は、県が行政団体となって一元的に、また画一的に規制をするということをおっしゃっておりますので、その前に本巢としても考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○8番（道下和茂君）

そのことはわかっておりますので、景観行政団体にならない場合は、県が景観行政団体として網

をそれぞれかぶせていくということになろうかと思えます。そうした場合に、県が他の市町との連携なども考え、ひょっとして本巢市としての意にそぐわないような網をかぶせられるということもございますので、できれば本巢市独自の景観計画を私は作成していただきたいなあと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（上谷政明君）

それでは、これで本日の午前の会議を終了します。午後1時から再開しますので、参集ください。

午前11時08分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（上谷政明君）

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、19番 高橋秀和君の発言を許します。

○19番（高橋秀和君）

議長のお許しをいただきましたので、市政一般にかかわる質問を、通告により質問をさせていただきたいと思えます。

合併をしまして3年半の歳月を経て、今本巢市内であちこち聞かれてきた「合併してよかったのかどうか」という問題も、だんだん薄れてきているように思えます。これは、内藤市長を初めとする市政を執行されている行政担当者の皆さん方の御努力のたまものだと思っております。特に今回、いろんな質問が私の前になされてきておる中で、真摯に受けとめられて、前向きな回答を寄せられているその姿勢の中に、合併後の本巢市のあり方について、前向きに市民の目線に立った形で市政を執行されている旨も十分伺えると考えております。

そうした中で、今回私が取り上げさせていただいたのは、本巢市内の企業、あるいは事業所の育成について、どういった形で本巢市がこれから取り組んでいかれるのかについて、これから許された時間の範囲内でございますけれども、お伺いをしていきたいと思えます。

冒頭に、なぜこれをお伺いしていくかということですが、合併をしていく段階において、普通交付税の確保という問題は合併当初の中で大きな課題として、あるいは合併をすることのメリットとして上げられてきております。そしてもう一つは、本巢市に根尾地域、旧根尾村の不均一課税分における5年間の特例の期間を設けられているというのも、ある意味で一つの財源、あるいは財政状況の確保という意味では、本巢市合併における当初の市政の運営に大きな役割を果たしてきている。特例による普通交付税の確保は、5年を限度として段階的に削減をされてくるという状況下の中で、いかに本巢市における自主的な財源を確保し、本巢市の財政をうまく運営していくかということは、これから合併後5年先、10年先に向けて非常に重要な課題であると私は認識をしております。

条例の改正に伴うときにもお話を申し上げましたけれども、本巢市における市民税の中で、大きく分けると市民税という問題と固定資産税で大きく分けるという質問をさせていただき、その中で

意見を述べさせていただきました。改めて振り返らせていただきますが、市民税の合計は48億3,000万、そのうち固定資産税で37億7,900万、そのうちの法人税は25億6,500万という形になります。奥美濃開発における償却資産税は、およそ10億と伺っております。そうすると、それを除くと約15億6,500万が、本巢地域における企業、あるいは法人等による固定資産税による収入というふうに考えるわけであります。

この法人税、あるいは固定資産税を安定的に確保するという事は、企業を誘致して働く場所の確保も同時に、固定資産税の確保、あるいは働く人たちが本巢市に住んでいただけることによる市民税の確保ということにつながっていくという観点で、屋井の工場団地の造成も一つの財源の確保、あるいは本巢市の財政の確保のために進められている事業と強く認識をしております。企業誘致をするときには、税制の優遇も含め、企業誘致という一つの施策を打って企業を誘致されていることは、だれもが承知をしている状況であります。

そうした中で、では本巢市内で育って、あるいは今まで脈々として営業を営んできた企業の方々、あるいはそれに携わる市民の方々と本巢市、いわゆる行政側とはどういう形で接触を持ってきたのだろうかということを強く感じます。これから屋井の工業団地の企業誘致をされていく場合も含めて、いかに企業を育成し繁栄をしていくために、できることとできないことがあるだろうと思いますけれども、できることはやはり協力体制を取っていく必要があるだろうという観点の中から、お伺いをしていきたいと思えます。

まず、本巢市内に本店・本社を持たれておるのは数多くあると思えます。実質的な数は、私もあえてチェックをしてまいりませんでした。しかし、そうした中で、企業あるいは各団体と、いろいろな意味で本巢市と連携を持たれている部分があります。一つは、災害が起きたときの協定。それは災害が起きた場合に、道路とかあるいは公共交通機関の確保のために、要するに倒木とかを除去することも協定に結ばれているでしょうし、ある意味では商品の確保のために協定を結んでおられる企業もあるだろうと思えます。

それから、これも災害の一つかなあと思えるのは、除雪という作業でございます。

それから、各種イベントにおける、いわゆるテナントとして協力もお願いしていると同時に、逆に協賛という形でお願いしているイベントも数多くあるだろうと思えます。もう一つ、私もこれはいいことだなあと思ったのは、数屋工業団地の中にある企業が、糸貫地内にあります授産所施設、杉の子園の作業の委託をされて、いわゆる杉の子園生の支援という形で協力をいただいております。ありましたと言った方がいいかもしれませんが、そういった形で企業と市民と、あるいは行政とのかかわりは深いものがあるというふうに思えます。ですから、そういった観点から見ると、本巢市を運営していく中で、本巢市内にある企業の方々のこうした協力体制については、一体どういうふうにお考えになっているのか、まずその1点目をお伺いしたいと思います。

これは今度、目線を変えて見させていただきます。

本巢市内に、本店なり、あるいは実務的な営業所を持っている方々から本巢市を見た場合に、私のところに届けられた声を率直にお届けさせていただくとすると、合併してからよその他市、ある

いは町も含めて、特に土木建設業の方からの御意見ではございますけれども、なかなか他市町での、今までのような形で事業を営むことが非常に難しい状況になってきたと。いわゆる、それくらい他市町の方での公共工事にかかわってくる案件が非常に少なくなってきたと。指名にも入れていただけない。営業所を持っていても入れていただけないというような状況の中で、隣の岐阜市に本店を持っておれば、必ず何らかの形で岐阜市では指名の参加機会が得られるけれども、営業所ではもはや難しいという状況までお伺いしております。

しからは、本巣市に本店を持つのではなく、岐阜市に本店を持って、本巣市に営業所を置けば、岐阜市でも仕事ができる状況になるし、本巣市でも仕事ができる状況下になるというようなお考えをお聞きいたしました。これはちょっと私自身としても、そういう考え方は企業のトップとして、あるいは企業の経営に参加する役員としての考え方としては妥当な考え方だろうとは思いますが、一市会議員とするならば、本店は本巣市に置いてほしいという思いが本音でございます。この件でなぜそのことを力説するかと申しますと、内藤市長もよく御存じではございますが、当時三陽電機、今レシップという会社になっておりますけれども、内藤市長が就任してまだそんなにあのときは年月がたっていなかったんですけれども、当時の三陽電機さん、今のレシップさんが上土居の本社を糸貫の今の会社のある地に移転をしたいというような御相談が実はあったときに、それはいいことだからということで、何とか本社を持ってきていただけるならということで、市長さんもいろいろ御努力をされた経緯があって、そのことが本巣市、当時糸貫町にとってどれだけの財政的なメリットがあるかということもいろいろ研究をされて、結果として大野町にある子会社も今の敷地の中に取り込まれて、現在のレシップがあるわけでございます。そういった観点からすると、本巣市に本店を持つ事業所・企業というものをやはり確保していくということについては必要だろうと、あるいは逆にそうしてほしいという思いがあるだろうというふうに思うわけでありまして。だからそういった点について、岐阜市に本社を持っていかれるような考え方を本巣市内の本社・本店を持っておられる企業の方があるということを実際見た場合に、どういうふうに執行部はお考えになるのか、2点目をお伺いしたいと思います。

それから、地産地消という言葉がよく聞かれます。特によく聞こえるのが学校給食における地産地消というのは、今までの中でもいろいろ出てまいりました。

私は地産地消という考え方は、必ずしもそういった物産だけではなくて、大きな工場製品、あるいは2次製品、あるいはそれに伴う材料も、この地で作ったものをこの地で使っていくということも大事なことではないかと。ということは、本巣市に会社を置く企業、あるいはそこで働く人たちは税金を納めていただいておりますので、そういった方たちが働く現場、あるいは企業のものを使っていくことは、何らかの形で本巣市の財政には大きく反映してくるのではないかとという意味でございます。

かつて、一般質問の中でありましたけれども、パン工房を再建していく中において、学校給食でパンの消費をしたらどうかというお話が出たときに、単価が合わないというお話がありました。確かに単価は合わないでしょうと。でも、そこで働く人たち、あるいはそこで赤字だからと言って財

政を補てんしていくのならば、それはどれぐらいの差になるのでしょうか。単価が安いから、ほかに営業所なり本店を持っているところから物を買っても本巢市にはお金は落ちないという。これが、本当にそれでいいのかという問題。積極的に納税をしてみえる企業あるいは場所、逆に言うなら第三セクター等で持っている赤字補てんをしていくような部分のところについては、逆にそういう形ではなく、何らかの補てん策を積極的に考えていく方策も、一つの地産地消の大きな役割だと思いますが、その点について執行部のお考えをお伺いをしたいと思います。

それから、正直申し上げまして、私もこういった入札にかかわってくる問題、あるいは土木建築にかかわってくる仕事、あるいはそれ以外でも入札にかかわってくる問題の中で、他の自治体が、自分の地域に本店なり営業所を持っているところをできるだけ優先して入札に参加できるような形を取っておられるかということについては、あまり認識をしておりませんでした。ですが、営業所を持っておっても、やはりその規模が本当に窓口だけのところであると、やはりなかなか指名にも入らない状況にあって、そして営業所を閉鎖したという企業も何軒かお伺いをしました。

そうすると、これはどういうことかなあとということで少し調べさせていただいた。営業所という中で、設置についてはやっぱりある程度の形として示されているものの中で、営業所は常設であり、かつ恒常的に使用される不動産でなければなりませんというような形の部分が、たまたま御指導をいただいた方がありまして、そうした中で、技術者の配置という問題もあるんですよという話の中で、常勤の技術者の配置義務がそれぞれの営業所についても必要とされていますというふうな形の部分が、営業所という中でのある程度の縛りがあるんだなあと。これが法律的に生きているかどうかということの判断は、私はまだ今できていませんけれども、営業所というのはやっぱりこういう形のものであれば、ある意味で形をなすもんだなあとということは、実は痛切に感じました。

本巢市内に本店・本社がある企業が、なかなか他の市町での公共工事に参画できない状況下の中で、本巢市が、今非常に他の市町に比べて早い状況の中で一般競争入札の導入を他の市町よりも先に進められている中で、本巢市内の企業の方たちがかなり苦勞してみえるというお話を聞きしました。各企業が努力することは、企業を持ってみえる方たちには当然必要なことであります。厳しい社会情勢ですので、生き残りをかけていくための営業努力というのは、当然されていかれるべきでしょう。

しかし、本巢市だけがそんなに広がっていると私は思いたくはありません。なぜかという、本巢市の方針の中には、他の市町の状況を踏まえながら、その状況をかんがみながら物事は進めていくという形の部分を大きく持っておられるので、必ずしも本巢市だけが突出しているとは思いませんけれども、本巢市の企業を育成するという観点では、見直しも必要なときもあるだろうというふうに思っております。そういった部分について、本巢地内に本店、あるいは実務的な営業所を持っておられる部分について、今後どのような方針で臨まれるのか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

本巢市内の企業、事業所の育成についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、本巢市内の企業、事業所育成についての御質問を4点いただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目につきましては、議員御指摘のとおり、まちづくりの理念からして、各企業、団体による災害協定、除雪作業、また各種イベント等に対する御協力をいただけるということにつきましては、市民と行政が協働するまちづくりを目指していることから、大変素晴らしいことだと思いますし、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

2点目につきましては、本巢市第1次総合計画の中の一つにあります「活力ある商工業のまちづくり」において、地域経済の活性化を図るため、現在、土地開発公社におきまして工業団地の造成など新規企業立地基盤の充実に努めておるところでございます。

また、既存事業者への経営支援や新たな産業の誘致を進めていく必要があると考えております。特に、建設業界につきましては、近年、公共工事が減少する中におきまして、地元へ貢献できる建設業として、技術力・経営基盤の強化等を図る必要があると思います。全国知事会の緊急報告の中で、都道府県の公共調達改革に関する指針というのがございまして、その中で、建設業の構造改善への支援といたしまして、「地域へ貢献できる建設業として、技術力・経営基盤の強化、新分野への進出や新技術開発等に対して、実効ある支援策を講ずる必要がある」とあります。今後、方法などを含め、県と協議し、国に要望していきたいと考えております。

3点目につきましては、地域産業の育成に十分配慮する観点から、地元でつくられる工業製品等につきましては、市の発注物件の中で、市発注の規格に適合してすぐれているものにつきましては、地方自治法施行令等に基づきまして、公正な競争を確保しつつ導入していきたいと考えております。

4点目につきましては、地元企業は当該地域で災害が発生した場合の緊急出動等、地域に対する貢献に果たす役割も非常に大きいため、地元企業の育成の観点から、現在、工事費の大小、工種によって、参加業者数、地域を配慮しております。また、1,000万円以上の工事につきましては、事後審査型制限つき一般競争入札を試行しておりますが、今後見直しをするということで、本格運用に当たりましては、今まで行いました試行結果を踏まえまして、地域要件を定める中で、市内に本店を有する企業を前提に参加の機会を十分配慮し、地元企業の育成に努めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

[19番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

特に、最後のところで、重要な御答弁をいただいたので、それはそれで理解を示します。

それで、先ほど営業所の設置について、私の見解を述べさせていただきました。営業所というその存在、営業所という位置づけ、あるいは営業所におけるランクづけというか、営業所があるから

という形で同等に扱っていくのがいいかどうかという問題ですね。私が言いました技術者の配置義務とか、ここら辺はどういう部分の縛りか私にはわかりませんが、やっぱり営業所としてきちっとすぐに起動できるような部分の何らかのランクづけがあっていいだろうと。営業所とあれば全部同じというふうにはならないだろうというふうに思うわけなんです。その点について、それなりに調べるお気持ちはあるのかどうか。

これはなぜお伺いするかといいますと、私、これよりも随分前に瑞穂の関係の方と少しお話をさせていただいて、それは議員の方なんですけれども、瑞穂ではどうしているのかと聞いたら、本当にその営業所に人がいるのか、きちっと営業所として仕事ができる態勢にあるのかどうかはチェックを一遍したというふうなお話を聞いております。それが、いつも恒常的に、今お話ししているような部分ですね。常設であったのか、あるいはただ事務所を置いてあるだけなのかということも、やっぱりチェックをしながら、業者、その営業所の存在というもの、位置づけについて、やっぱりそれなりのチェックはされているんです。そういったことをされていくお気持ちが、まずあるのかどうか第1点。

それで、本巢市の企業を誘致していく場合に、今おっしゃったような形は非常によく理解できる。私は糸貫町の議員の時代に、やっぱり糸貫町では小さい行政主体なものですから、他の行政機関に所轄する工事関係者なんかが入ってきた場合に、せめて下請、孫請、あるいは「物を買うときは糸貫地域から買ってもらえるような指導はしていただけるんでしょう」と言ったら、「していますよ」というふうなお話も聞いておるわけなんです。今回、本巢市になってからは、それも行われているだろうというふうに思っているわけです。その点について、いかがか。必ずそれがきちっと指導をされていて、あるいはそういうふうにお問い合わせをされていて、それが必ず何らかの形で反映されているのかどうか、その点についてお伺いをしたい。これも本巢市の企業を育成するには大事なことなんです。

その5点について、どんな状況か、わかる範囲内で結構でございますので、お伺いをしたいと思います。

それから、除雪にかかわってくる問題で、もう少しお伺いをしていきたいと思うんですが、私がこの業界のことはあまり詳しくありませんけれども、うわさによると、ここ本巢市になってから、土木建築業の会社をやめられたというのは、2社は聞いております。そうすると、その減った分は何らかの形で、どこかにお願いをしていく形になるだろうし、今回予算の中でも除雪車を導入されて、伺うところによると協会と話し合いにして、その運転をやっていかれるおつもりがあるようでございますが、そういった部分で、企業があるいは営業所が廃止されたりした場合に除雪範囲が広がっていった場合には、基本的にはどういう考え方でこの形を進められていかれるのか。突然の質問なんで、よく答えられないとおっしゃれば、それで結構ですし、わかる範囲内でお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、もう1点。

入札における中で、最近よくお伺いするのは低価格入札があって、それがかなり低価格入札につ

いては、国なんかの指導ですと、かなり厳しい指摘を受けるような形を聞いておりますし、そこで総合評価方式という形なのかどうかがよくわかりませんが、やはりチェックをされたときに、品質の確保という面で、やっぱり大事な観点で物事を見られていくような話を聞いております。

低価格の場合に、そういった場合の実績ですね、企業の。仕事をどれぐらい丁寧にやっているのか、きれいに仕事をしているのか。その点についてはどういうチェックをされているんですか、お伺いをしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

それでは、営業所の問題と資材購入の問題と入札の問題について、総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

まず1点目の、営業所の取り扱いについてでございますが、これまで営業所あるいは支店等のいわゆる審査につきましては、書類審査ということで実態調査はしておりません。やはり、そういった営業所と入札の結果、工事請負契約を締結するといった場合に、いわゆる工事の施工の中で、やはり現場担当者とあるいは企業の担当者との工事の打ち合わせとか連絡等が当然必要になってきます。そうした場合、やはり営業所へ連絡したけれども通じなかったといったことも、今まではなかったということを聞いていますが、今後そういったことが想定されますので、やはり議員御指摘の、営業所が果たして機能的に十分備わっておるのかどうかということについてもチェックする必要がありますので、今後、実態調査をしていきたいと考えております。

あと2番目の、下請け業者の取り扱いでございますが、契約元請業者と契約をした後に、その業者さんからいわゆる下請届というのが出てまいります。そこで、工事担当をしておる担当課で、届け出についてチェックするということになっておりますので、そうした中で、市内の業者で施工できる工事的なことにつきましては、極力市内の業者を使うようにといった指導を今後するように、担当課の方へ要請していきたいと考えております。

あと除雪につきましては、私担当しておりませんのでちょっとお答えすることができませんけれど、入札の中のいわゆる低価格に関することでございますが、これにつきましては、国の方からやはり通達が来ておまして、いわゆる低入札価格調査制度の運用に当たっては、適正な施工への懸念がある企業を適切に排除する観点から、それぞれの工事や調査項目を踏まえ、具体的な判断基準、例えば直接工事費の一定割合に相当する価格等の設定に努め、当該基準を満たさない入札を失格とする等、厳格な運用を図ることといった通達が出ておまして、市におきましても、そういった審査基準といいますか、そういった制度を設けておるわけでございます。

今日まで、11件ほどそういった事案が発生しております。いわゆる制度の中で、この調査基準価格の設定につきましては、市の方といたしましては、設計金額に対して3分の2から85%、いわゆる66.7%から85%の範囲内で基準価格の設定をしておりますが、これも入札を公告するときに、この工事につきましては調査基準価格を設定しておりますといった御案内をさせていただいておりますけど、業者さん側に立ちますと、やはりわかりにくいと。設計金額そのものが不透明というかわかりにくい、算定しにくいということでございますので、今後は、予定価格は公表しますので、予

定価格に対しての85%から3分の2、いわゆる66.7%の範囲内で設定いたしまして、より業者さんが判断しやすいような入札の、いわゆる申込価格が設定しやすいような制度に改めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（上谷政明君）

除雪の問題については、通告にないもので、わかる範囲内でしか答えられんけれども、それでいいかね。

○19番（高橋秀和君）

それで結構です。

○議長（上谷政明君）

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、担当部といたしまして、除雪についてお答えをさせていただきます。

除雪については、毎年11月に入りますと除雪会議というのを行いまして、そこで業者の皆さんに、委託についてお願いをしていくわけでございます。

先ほどのお話の中で、廃業された業者という話もございましたが、新たに補正予算でロータリー車の購入も予算化をお願いしておるわけでございまして、そういったことで、特に山間地の除雪については、そういった機械もあわせて使用していくということで、これに対しても協会の方をお願いしていくということで、事前に打ち合わせをしておるということでございます。

いずれにしても、冬季の除雪は市民にとっては大切な業務でございます。担当といたしましては、皆さんをお願いをしていくということであります。そういったことで、11月になりますと、事前に調査の上、そういったことで除雪に対して業者さんをお願いをしていくということでありますので、よろしくお願いをしたいと思っております

[19番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

除雪にかかわってくる問題については、多岐にわたった質問の中での答弁で、大変部長さんには御配慮をいただきまして感謝を申し上げます。

残り時間が少なくなってきたんで、最後の方は副市長にいろんな意味でお考えをお伺いしていきたいなあと思っております。

今後、地元育成にかかわってくる観点も含めた形で、どういう形で入札をやっていられるかということ。

それともう1点は、除雪にかかわってくる中で、私のところに聞かされているのは、やはり除雪のためには、準備のための機械装置等のかかわってくる問題がいろいろ寄せられてきております。

一遍この問題については、私は十分、除雪にかかわってくる作業という中で、先ほど産業建設部長

もおっしゃった調整というお話の中で、実態の部分も含めて十分話し合いをした中で、物事は進めていただきたいと、これは要望だけさせていただきます。

副市長の方から、今後の入札にかかわってくる問題、あるいは市の今後に対する考え方を最後に伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（上谷政明君）

副市長 高木巧君。

○副市長（高木 巧君）

それでは、現在、本巢市が発注しておりますもろもろの公共工事につきまして、市内の業者さんそれぞれに、また市外の業者さんが落札をされるケース、いろいろございますが、現在の本巢市発注の工事案件等について、るる高橋議員さんの方から現状の御指摘がございました。私どもも、決して否定するわけではございませんが、この件につきましては、毎年、年一回ほど建設協会さんの方から御要望を承っております、ことしも7月にあったかと記憶をいたしております。その場には、私ほか産業建設部長、林上下水道部長等々、工事発注を大きく抱えます部署の部長等も参加をさせていただいてお話を伺い、それに対して、その時点で御回答を申し上げられるものは御回答をするということで進めてまいりました。

そのあたりの案件につきまして、先ほど高橋議員さんから、いろいろ細部にわたってまでの御質問もございましたので、その協会さんの要望の際に出ておりましたものとしては、やはり大きな課題として、支店・営業所の取り扱いでございますね。これについても要望をいただきました。これにつきましては、先ほど総務部長がお答えをさせていただいたとおり、これからその支店・営業所の現実の、例えば人が配置されておるとかそういったことも含めて、営業所のあり方について現地調査をするということで、その際にもお約束をしておるかと思っております。

また、下請の関係でございますけれども、これにつきましても、現在は入札に当たりましては、入札に係りますその仕様書等で、市の発注の条件はこれこれこういうふうですよをお願いをしておりますが、あわせて特記仕様書なるものを定めまして、その下請企業さんへの市の考え方、これを企業さんをお願いをしておるわけでございますが、実は、この特記仕様書なるものは県の特記仕様書の書式を実は準用しております。したがって、県の仕様書ですから、下請については、県内の企業さんを優先的に下請として契約されるよう努力をお願いしておる。それから資材につきましても、先ほど地産地消ということでお話がございましたが、この建設資材等につきましても、県の場合は、岐阜県産の資材を優先的に使用するよう努めることと、こういうふうの特記仕様書に書いてございます。それを私ども市は引き継いでおるわけでございますが、下請の部分につきましては、市内の企業さんを優先的に下請として契約をしていただくような努力をお願いするということで、今後、その特記仕様書なるものを一部変えていきたいと思っております。

これは、元請となつていただきます企業さんに、それぞれに御努力をいただかないといけない部分でございますので、これは私の方からは、そういうお願いを申し上げる程度になろうと思うんですけれども、そういうお願いも、今後、下請については市内、それから建設資材等につきましては、

基本的に市内にあるところについては当然のことですが、県内産資材というところの特記仕様を改めながら御協力をお願いしていきたいと考えております。

また、低入札の関係につきましては、ただいま部長の方から説明をさせていただいておりますが、これは予定価格に対する低入札ということを今後施行していくわけですが、このあたりのところで低入札、現に11件ございましたという部長の報告もありましたが、これについては改善をされていくであろうと。低入札に当たって、その調査に御協力をいただくことに結果的になるものですから、落札をしたわ、低入札にひっかかったわ、さらにその低入札に係るところの資料づくりとか、非常に資料づくり、それから時間の関係、それらこれらがございますので、これにつきましても設計金額から予定金額の方へ切りかえて、ただ一番心配をしますのは、一般競争入札の一番の弱点といいますか、これはダンピング対策というのが実はございます。これはやはり、阻止をしなければなりませんし、さらには不適切な企業さんが入札に参加する可能性もあるわけですが、したがって、それらを排除するために低入札価格なるものを設定して、本当にできるのか、能力はあるのか、技術者はどうなのかと、こういうところを確認させていただくのが低入札制度でございますので、それらこれらを今後私どもとしては、試行期間である程度大まかな見直すべき点も把握できましたものですから、そのあたりについては積極的に見直しをしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○19番（高橋秀和君）

終わります。

○議長（上谷政明君）

続いて、3番 鏝本規之君の発言を許します。

○3番（鏝本規之君）

それでは、質問させていただきます。

先輩議員が入札のことに關していろいろと聞かれましたので、親切な回答というのか、私のようなレベルでは理解のできない回答だったというのか、よくわかりませんが、私の理解できる範囲内でお答えを願えるとありがたいと思っております。

入札のことに關して、低入札とかいろんなことが今言葉の中に出ておるんですが、非常によくわからないのが、まず低入札のことでいろいろと聞いていきますけれども、たまたまきょう私は何の資料もなく、準備もなく、この質問に対して詳しいあれもなく、何か資料はありませんかということで、入札の結果を今3枚ばかりいただいてきたんですね。出せる範囲内のものと言ったら3枚出してくれたんですが、その3枚の中で2枚が低価格にひっかかっているんですね、これはびっくりしたんですが。

この低価格のことに關して、まず1点目からちょっと聞かせていただきたいんですが、まずこの予定価格というのは何を基準にして、どこでだれが、この価格を設定されているのかということの説明をひとつお願いしたいと思います。

それからその下に、低入札調査という「低入にかかる」という言葉を業者の人からちょっと聞いて

てあまり理解ができなかったんですが、審査をされるということの、価格が一応書いてあるんですね。一つの、今もらった例でいきますと、本巢の長屋の物件の入札のことにちょっと聞きますが、大体予定価格が3,600万強という価格が書いてあるんですね。それで、最低価格の方がそれよりも270万低い価格で書いてあるんですね、約270万。単純に計算をしまして、1割弱の、1割切ったら低価格にひっかかるというレベルの入札なんですね。その非常に幅の狭いところで入札をされるということは、それ以上、私みたいな人間から考えると、1割以上まけてもらうといかんですよと、低入札にかかって審査を受けますよというふうに取れるんですね。普通なら、これだけの3,600万からのものを買う場合において、もう少しまけてもらってもいいじゃないかなあという気がするんですね、消費者からしてみると。それを1割まけてもらうことによって、審査を受けなければいけないと。そんなにまけてもらっては困りますよと、こう言われているような気がするんですね。

先ほど先輩議員の高橋議員から言われたときに、その価格の比率が、このとき見直して85%ぐらいまでにしましょうということは、15%ぐらいの枠の中で入札をしてもらえると非常にありがたいなあというふうなふうにとれたんですね。この今までの予定価格から、今の段階だと1割未満、8%ぐらいの間で低価格にひっかかるものを、このとき15%までにこの枠を広げますよというふうなふうにとれたんですけれども、この価格の設定自体、何のためにそれじゃあ低価格が今までにあったのかというのがよくわからんのですね。低価格にひっかったからどうのこうのというけど、非常に安くやれて、私としてみればこんなありがたいことはないと思うんですけれども、予定価格からどうのこうのということで、この幅が非常に狭いことに関しての説明をひとつ求めたいと思います。

3点ほど資料をもらった中において、4,500万円の予定価格で、最低の価格のところまでの差が340万、これも1割以下、8%ぐらいになるのかなあ。それから7,800万の事業で、これも500万ぐらいしか幅がないんですね。すると、その狭い中で正規の入札が行われるのかというのが非常にちょっと私としてはどうかなあというところなんですね。

だから、この予定価格は、だれがどこでどういう基準において、その予定価格が設定をされているのかということと、それから低価格の設定を何を基準にして、先に説明をされましたけれども、いま一度そのことに関してちょっとお伺いをしたいと。なぜこんなに1割未満で、この設定がなされているのか、それをまたあえて、今先輩議員の質問の中に15%までに広げますよという発言があったように思うんですが、そう簡単にすっと広げられるものなのかということのひとつ聞きたいと思います。

それと業者に対して、先輩議員も言われましたように、本店を有する本社がこの本巢市にある、ないということで、かなりのハンディキャップというのか、制約があるというふうに、単純明瞭な物の言い方をさせてもらおうと、本巢市の業者は、他市に仕事を入札でとりに行こうと思っても、本店を有しないと何かの条件がついて、入札に参加できないというふう聞いておるんですね。他市の人が本巢市に入札に来る場合は、そういう制約がないから非常に楽だということで、他市の人

が入ってくるよという、その中で競争をしてもらって、安い価格で事業がなされれば非常にいいとは思いますが、地元の業者、この本巢市において、この建設業を営む人の人口割合というのかパーセンテージというのが非常に高い。

その中において、きょうはいろんな、朝一番で黒田議員が教育の問題からいろんなことを言われて、人を育てるといふことの観点から見たときにおいて、本巢市で子供を育てる、一生懸命に子供を育てる、何百万、何千万というお金を子供に投資をして、一人前の男として、また女として、人として育てた人が、本巢市に働くところがないから他市に移らなければいけないという状況になることは、非常に本巢市の市民としてはもったいないという言い方はあれなんです、寂しいんですね。本巢市において、本店を有する建設業の方々がたくさんおられる中において、その企業を守るというわけではないんですが、その人たちが一生懸命で事業をやってくれることによって雇用も賄って行けるという。雇用をしてもらえ企業があれば、そこで何百万、何千万というお金を投資して育てた子供が、そこで働いてもらえるということは、優秀な人材がこの本巢市に残ってもらえるということもありますので、地元の業者、地元の企業というものに対して、もう少し温かい目で物事を見てもらいたいなあとという観点から、一言お伺いをいたします。

入札制度において、他市とこの本巢市との違いがどのぐらいあるのかなあと。業者の人に聞きますと、何か非常にあるような気がするんですが、私はよくわかりませんので、その説明をお願いいたします。以上です。

2点目、3点目はやめておきます。

○議長（上谷政明君）

それでは、2点目、3点目の質問はいいそうですので、1点目だけ、入札制度に関する件についての答弁を、副市長から求めます。

副市長 高木巧君。

○副市長（高木 巧君）

準備をしてきました答弁書が実は手持ちにございませんでして、ここで私の非常につたない知識の中から答弁をさせていただくようなことになりましたので、私自身の答弁の中で、お答えできるものとお答えでき得ないものも実はございます。そんな中で、本当に答弁になるのかどうか若干の心配がございますが、答えさせていただきます。

冒頭、議員の方からは、3件ほどの入札結果の資料をもとに、うち2件が低入札に該当していたと聞いておると。その事例をもとに、予定価格とは何を基準で、だれがそれを決定するんだというようなお話でもございました。

まず、その答えから申し上げますけれども、土木工事の場合ですと、1,000万円以上のものについては、予定価格は市長が入れます。500万円以上1,000万円未満については、私が予定価格を入れます。130万円以上500万円未満につきましては、総務部長がその金額を書きます。そういうことで、それぞれの金額ごとに予定価格を設定させていただいております。

その予定価格のもとになるもので、設計金額というものがございます。その設計金額につきまし

ては、これはもともと県の方に一つのルール化したシステムがございます。これは、県単価とっております。県単価に数量を掛け合わせれば、自動的に答えが導き出されるわけですが、しかし、その見積書を徴して、その単価を決定するものの中にはございます。したがって、県単価で決められておるものについては、県下ほぼ一円、同一の単価であろうというふうに思いますが、これも例えば飛騨の地域、それからこの美濃の地域、こちらで例えば資材を購入するのにそれぞれまた単価も違うでしょう。そういうこともございますので一概には申し上げられませんが、そういった単価、それに数量を掛け合わせて数字が出てきます。これを縦に計算して、設計金額なるものがそこで出ます。その設計金額について、需給のバランスだとか、それから数量の多い少ないだとか、いろんな要素をかみ合わせて、予定価格はこれで行こうと、こういうことで、先ほど申し上げました3者が、それぞれ自分の責任のある範囲のものを、予定価格で数字を書き込むと、こういう流れになってございます。

それから、これは先ほど高橋秀和議員さんからも非常に強い御要望ということでありました、本店の取り扱いでございますね。先ほど鏑本議員がおっしゃいましたように、市内に本店のある業者さんが他市町に支店・営業所を持っていても、なかなか入札に参加ができない現実があると、こういう御指摘もいただいております。その趣旨は、高橋秀和議員さんと鏑本議員さんもほぼ同じことではないかと思うんですが、そこで議員もおっしゃいましたように、地元企業さんは雇用の機会を確保していただいております。また、当然のことながら法人税等々の市に対する税金上の御貢献もいただいております。また、先ほど来議論になっておりますように、除雪等々、またイベントの際にもいろいろな御協力をいただいております。市内に本店を置いていただいております企業さんにつきましては、それは議員御指摘のとおりで、私どももその認識にいささかの違いも多分ないと思うんですが、ただ一般競争入札がどうしてもやらなければならない社会情勢になっておりますのは御理解をいただけると思いますが、念のため申し上げます。

まず、三つの県の知事さんが官製談合なるものでいろいろ問題が生まれました。これは、それぞれ仲間である全国知事会の仲間から、3人の知事さんの逮捕者を出したということで、それぞれの各県知事さんは全国知事会の席で、1,000万円以上の工事については一般競争入札。一般競争入札というのは、地方自治法上、原則、地方自治体がとるべき入札方式と。その例外で、指名競争入札とかそういうものが実はございまして、一般競争入札というのが大原則でございます。それを、改めてこの事件を契機に、それぞれの地方公共団体にまで総務省とそれから交通国土交通省、両局の局長で文書が流れて、それに基づいて私どもも談合防止等々のことも含めて、対応させて現在施行させていただいております。そういう中で、やはり一般競争入札に参加する条件、いろんな条件をつけることができます。したがって、一般競争入札の条件の中で、市内に本店を置いていただく企業さんが参加できる工事のレベル、大きさ。市外の業者さんをどうしても入れないと、工事そのものが、例えば市内に2社、3社程度しかないような工事が、例えば市発注の工事であるとするならば、それはやはり一般競争入札の理想は三十数社が参加できるのが理想の形とされていますけれども、現在、私どもがやっておりますのは、15社前後の企業さんが参加できる

条件を参加条件ということで示しながら、公告をして一般入札に参加していただけるような、そういう方途を取っておるわけですが、そういうことでは、そういう意味では、市を取り巻く外圧と申しますか、そういったものにも対応していかなければなりませんし、また両議員がおっしゃいましたような、市内に本店を有する企業さんの地元に対するもろもろの貢献度、これも加味しなければなりませんし、これを試行期間もほぼ1年を経過しますので、このあたりを先ほども申し上げましたが見直しをする中で、そういった考え方を、そういったといいますのは、地元企業さんの要するに貢献度をどの程度しんしゃくをしていくのかということにつきましては、一般競争入札を私どもはこれを撤廃することはできませんし、世の中の流れで。できませんが、その中でどの程度どう見直しができるのか、このあたりは大いに考えていきたいというふうに思っております。

いろいろ申し上げましたんですが、答弁になっていないかもしれないけれども、とりあえずそういうことで回答させていただきたくということでございます。よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

非常にわかりやすいのかわかりにくいのかよくわかりませんが、それなりに理解できた回答をいただきまして、ありがたいなあとは思ってはいるんですが、県のルール、また世の流れという中において、指名ではなくて一般入札をしていくと、またそれが日本の中のルールだと、こう言われたんですね。

このルールというのは、すべて平等の中においてルールがなされなければいかんと思っておるわけなんです。平等の中において、本巢市の業者が他市に行くことができないなら、それはそれで仕方がない。他市の業者が本巢市に入ってくるのも、本巢市の業者が他市に行くのも、同じルールの中において、同じ条件の中においてなされておるなら、それをとやかく言うことは一つもないと思うし、また地元の業者さん方からもそういう声も聞けないと思うし、またそういうルールの中で競争を大いにしてもらって、よりよいものをより安くつくってもらえるということは、市民にとって非常にありがたいことだと思うんですね。

先ほど、私の質問の中において、本巢市の条件と他市との条件の違いは、どこにあるんですかということを探ったはずなんですが、それに対する回答がなかったように思うんですね。なければないんで結構なんです。ただ、何か条件がついているとするならば、そこに平等性がないから、同じ土俵の中で闘うことができるようにしてあげてこそ、本巢市民の財産というのか、権利を守るということになるんですね。本巢市だけが大きな荷物を背負って、他市の人たちは何も荷物を背負わなくて100メートルの競争をさせたら、必ず本巢市の市民が不利益を得るんですね。そういうことがあるのかないのか、いま一度お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

副市長 高木巧君。

○副市長（高木 巧君）

一般競争入札をどの程度取り入れておるのかというところのお話に多分尽きるんだと思うんですが、まずこれは県レベルの話を申し上げてもどうにもなりませんので、ですが、ちなみに申し上げますと、長野県、三重県、こちらは全工事に対して一般競争入札を導入するという方向が出ております。岐阜県におきましては、1,000万円以上だったと思いますが、約2割を目標に一般競争入札を導入していくというような方向も出ておりますし、じゃあ今度私どもの市と同じレベルの県内市21市を見てもみますと、新市においては比較的、積極的に一般競争入札を取り入れられておるようでございますが、ちょっと手元に資料がすぐに見つからないので申しわけないんですが、ちょっとお待ちいただけますか。

県内の市で、私どもは1,000万以上のものについて一般競争入札。それは事後審査型一般競争入札という制度を取り入れておるわけでございますが、岐阜市さんにおいては、ちなみに申し上げますが、一般競争入札は1億円以上と。私どもと同じような事後審査型一般競争入札は1億円未満ということで、幾ら以上の1億円未満かわかりませんが、私どもと全く同じようなやり方をしておられるのが下呂市さんで、原則1,000万円以上。それから、海津市さんも事後審査型一般競争入札で1,000万以上というようなことでございます。

先ほども申し上げましたように、何が平等かということでございますが、あくまでこの一般競争入札、事後審査型であるかないかは別にしまして、そのもとになるのは何かというところを議員にも御理解をいただきたいわけでございますが、スタートがそういうことで、それが官製であるのかどうであるかは別にしまして、やはり公正な競争をしていただく方法として、これが一番いいということでの、現在、全国で普遍的にそちらの方向へ流れている制度でございますので、このあたりをひとつ御理解いただいた上で、何ゆえに本巣市がその先行するような形でそういうものを対応していくのかと。

それは、1年間の試行で、先ほども申し上げましたように、これが見直すべき点でございますので、したがって一般競争入札の中で地域要件をどうするのか、さらにはそれ以外のハードルを設けることについて、理解が得られるのか得られないのか、そういうところの方向は大体見定まってきましたので、それを見直す中で、公平性、そういったものを我々としては確保していきたいというふうに思っておりますので、しばらくそういう方向を見ていただきたいというふうに思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

本巣市の市民の人たちが、業者と言ってもいいんですが、他市との競争において、ハンデキャップのないようにひとつよろしく願いをいたします。そういうふうにしてもらえるというような回

答だったと解釈をさせていただきます。

それからもう1点、予定価格と低入札との関係において、今までこの3枚もらった資料の中で10%以内であったんですね。それを、先輩議員の回答の中において、15%までに上げますよという回答だったんですが、低価格というのは、あくまでも基本の中において、先ほどの答弁の中におかれても、国の定めの中のルールにおいて低価格というものが設定をされている以上、この低価格の価格をこれ以上上げることはできないというふうに判断をもしした場合に、予定価格を上げるということになるような気がするんですね。そうでなければ15%というものが出てこないような気がするんですね。このところは市長さんが決めるということになっておりますので、答えにくいような気がしますので、このことについての回答はよしとして、その部分のテクニックが何かあるのかないかよくわかりませんが、私は専門家ではありませんので。ただ、私も物を買う者の立場として見たときに、その幅をどうするかということを一層よく検討してもらって、それから、この予定価格というものの設定、また先ほど言われた設定価格という、これがまたどういうふうに使分けをされているのかもよくわからんのですが、設定価格というのは予定価格じゃないのかと思っておったんですが、どうも設定価格と予定価格とは違うみたいな雰囲気なので、何か答えにくそうでしたので、そのことについての詳しい回答は別として、何にしてもかんにしても本巢市の市民において、本巢市の市民が同じ土俵の中で物事がやれるようにしてもらえることが一番ありがたいと思うんですね。またそういうふうにしてもらえたいというふうの解答だったと思って、きょうはこれで終わらせていただきますけれども、前向きにひとつよろしく願いをいたします。以上です。

○議長（上谷政明君）

答弁はよろしいですね。

○3番（鰐本規之君）

いいです。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日9月20日午前9時から引き続き一般質問を行いますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでした。

午後2時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員